（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	(3)　第四十四条第二号イ(3)、(5)（第十八条第十号に係る部分に限る。）、(6)（同条第二十号ハに係る部分に限る。）、(7)（第四十四条第一号ロ及びヘ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用し	［略］
に関する事項	(3)　第四十四条第二号イ(3)、(5)（第十八条第十号に係る部分に限る。）、(6)（同条第二十号ハに係る部分に限る。）、(7)（第四十四条第一号ロ及びヘ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）に係る部分に限る。）、(8)	［略］
（地下室等に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、(8)（地下室等に係る部分を除く。）、(9)（同号ヨ、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。）、(10)（同号タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び(13)（同号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）及びヌに係る部分に限る。）並びにロ(1)、(2)（第十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）	たものを除く。）に係る部分に限る。）、(8)（地下室等に係る部分を除く。）、(9)（同号ヨ、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。）、(10)（同号タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び(13)（同号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）及びヌに係る部分に限る。）並びにロ(1)、(2)（第十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）	